

若越郷土研究

44の5

越前国府比定地「武生」という 佳字について

足立尚計

はじめに

越前国府比定地として周知されている福井県武生市は、平成十年、市制五十周年を迎えた。笹の葉の音もさやかに吹く風と水清く緑まぶしきこの古国府の地は、歴史遺産も豊かな気品高い北陸の小都市である。京都の奥座敷にふさわしい古き街のたたずまいにも客人はその詩情を豊かにする。さらに人々は、国府の時代を遙かに懐い、万葉歌人や紫式部の余風に心を和ませて来たのであった。

ところが、平成十一年一月、水野和雄氏が

越前国府比定地「武生」という佳字について 足立尚計

発表した「越前敦賀の復権―越前国府・愛発関・敦賀津・郡衙・松原客館等の官衙」なる論文（敦賀市立博物館『紀要』第十四号）は、「奈良時代から平安時代前半までの越前の国府が、現在の敦賀市に想定できる」（十一頁）とするものであった。確かに敦賀は古代史上看過できない重要な湊（津）をもち、住吉大社と並んで称せられる海神の大社氣比神宮の鎮座する土地柄でもあるから、興味深く精読したが、その論旨・論拠には明瞭を欠き説得力が弱く且つ敦賀国府説は、既に過去において提唱者もあつたことから、些か閉口せざるを得なかつた。しかも、『催馬楽』『万葉集』

地方紙上で、反論としてのコメントをされた。ついで同委員の真柄甚松氏も『武生市史編さんだより』第30号（武生市史編さん委員会刊）に、『太介不』の国府について（六二頁）を發表された。真柄氏のそれは水野氏論文への反論とは明記していないが、その内容は、「武生に越前国府があつた理由」と「武生に国府をおいた時期」『越前国府建設の場所として「太介不」を選定した理由』の三章にわけて明確な論拠をあげて展開されており、その意図とすることが一読して明らかであるといえる。

などの歌謡・古典籍の解釈において曲解・誤解が著しく、学界には受け入れられるべくもない論旨・論拠と思われたが、この論文の刷り上がり当日に既に大きく地方紙上に紹介されたため少なからぬ反響があつた。そこで、急遽、敦賀国府説批判を中心とした『越前国府考―誤られたる「武生の国府」―なる小稿を『研究紀要』第七号（福井市立郷土歴史博物館刊、平成十一年三月三十一日刊）を發表して、これに反論した。これに先立つて武生市史編さん委員の齋藤嘉造氏が、同じ

しかし、蛇足ながら筆者の感想としては、真柄氏が水野氏説に対して反論を呈せられたものであるとすれば、提唱された説に対して提唱者の名前と論拠をあげて堂々と反論を展開されるべきであり、真柄氏が、「最近、越前国府についての関心が高いようですので、本稿を執筆されたという、お茶を濁したような記述は、反論とも何とも捉えられがちであり、些か記述が婉曲しているとみなしたのは筆者だけであろうか。水野氏論に対する反論は、結局齋藤嘉造と筆者の二人によって現在のところ

応えており、改めて斎藤氏の姿勢に敬意を表したい。

ところで、水野氏はこうした反論を予測して、三月十日付で私家版『福井考古学評論』第十一輯に、『越前敦賀の復権』執筆その後を発売、その「はじめに」で、

筆者は、自説の「奈良時代、敦賀市に越前武生の国府があった」という論考に自信を持っているが、言葉足らずの個所や誤解を受けやすい個所、執筆後に気付いた個所などが認められたので、この場として用意していた。拙稿「越前国府考」が水野氏に届いてすぐ、水野氏よりこの論考を受贈したので、まずは、この水野氏の反論に

応じて更なる私見・反論を呈しておきたい。

また真柄氏の論考に触れつつ、さきの拙稿において「武生」という地名を「美称」と提唱した私論を発展させて、「太介不」「竹生」「武生」の表記の相違がどのような意味を持つのか。また「美称」即ち「佳字」としての「武生」の地名表記について私見を述べておきたい。これが、本小稿の目的である。

一、水野氏『越前敦賀の復権』執筆その後の要旨（要旨整理のため要旨の各項目の頭にアルファベットや数字を補なった。）

a 『催馬楽』の「道の口武生の国府（見知乃久知太介不乃己不）」について、

1. 以前から「見知乃久知」を越前国と考える説と、敦賀郡道ノ口（三ノ口・道口）と考える説とが存在してきた。「みちのくち」は、都に近い（国への入り口）道の口」という意味であり、越前国を指す場合は、「こしのみちのくち」でなければならぬ。

2. 『万葉集』3630の「道の中国つ御神は旅行も為知らぬ君を恵みたまはな」の「道の中」も従来から越中国と解釈されてきた。もし道の中が国名であるなら、なぜ歌詞に「越中国」と直接読み込まなかったかという疑問が残る。

3. 『催馬楽』の「道口」は、古謡作成意図が、親へ所在場所を詳述したものと考えている。道の口や武生が、敦賀市東南部の地名であると考えた方が、この古謡を

理解する上では自然ではなからうか。

4. 現武生市の御霊神社は、後世府中（武生市）に遷座したもので、『御霊神社縁起』の「越前國竹生郷鎮座」の「竹生郷」は、敦賀郡（武生郷）であり、ここから遷座したか、または、文禄四年時点で「府中のこの地は過去に竹生郷と呼ばれていたのではなからうか」という推定で縁起に記載されたものであろう。

5. 敦賀市道の口は、『源平盛衰記（三ノ口）』『義経記（三ノ口）』『西福寺文書貞和二年3月の沽却状（津守郷道口）』（以下略）鎌倉時代からその地名の存在していたことが知られる。

6. 『宋雅道すがら之記』に「みちの口と申所にて、たけふのこふはいづくなるらん」とあり、室町時代には「催馬楽」の「みちの口と申所にて、たけふのこふはいづくなるらん」とあり、室町時代には、催馬楽の「みちのくち」は敦賀郡と考えられてきた。

b 『万葉集』等の歌謡について

1. 『内裏名所百首』の御題「有乳山・環山」

で詠まれた和歌は、直接見て歌を詠んだわけではない。

2. 『紫式部集』の「行きめぐり だれも都にかへる山 いつはたと聞く ほどのはるけさ」は、紫式部も越前へ行くことになったため、寄越してきた返事の歌である。これは「鹿蒜山や五幡」を直接見たわけではない。

3. (大伴家持の越前掾大伴池主に対する贈答歌Ⅱ『万葉集』について) 仮に、奈良時代、大伴家持が叔羅河や丹生山の陸路を通過して越中国司に赴任したとしても、そこらの地名を盛り込んだ歌詞を池主に送ったからといって、池主が丹生郡に住み、彼の勤務する国府が丹生郡にあったと断定できるか疑問である(その他『紫式部日記』の「たごの呼坂」も単に「越前から都へ帰る途中の山」と解して鹿蒜山と限定せず)とし、万葉集に歌われた越前関連の歌詞や題詞、紫式部の著作からは、奈良・平安時代に国府が現武生市にあったという確証は全く得られないでいる(地名を歌詞に詠み込む際に、実体

験したものとシンボル地名を懸詞として詠ったものとを区別する方法論等について国文学からの反論を期待する。)

c 国府の移転時期について、

1. 『続日本記』の記載に、敦賀郡所在の気比神社や劔御子神、愛発関等と記されているのに対して、丹生郡所在の雨夜神、

大虫神、小虫神等は、奈良時代には、越前国丹生郡雨夜神、越前国丹生郡大虫神、越前国丹生郡小虫神等と記され、長岡京遷都後の延暦十年四月記事からは、いずれも「丹生郡」の記載がなくなり、越前国雨夜神、越前国大虫神、越前国小虫神等と記されるようになっていく。この記載の変化は、「奈良時代敦賀郡は越前国の首府(国府所在地)であり、わざわざ敦賀郡と記さなかった。それに対して丹生郡の神社等には丹生郡という所在場所を明記する必要があったのではないか。そして、長岡京遷都後、越前国の国府が敦賀郡から丹生郡に移ったのを契機として、わざわざ越前国丹生郡と記す必要がなくなったのではないか」と考える。

越前国府比定地「武生」という佳字について

足立尚計

この三点の論旨の他に、水野氏は、

d 古代敦賀津想定線について

e 正倉院文書等について

f 国分寺と国大寺について

g 愛発関の所在場所について

h 松原倉について

i その他

といった項目を掲げているが、これらについては、真柄氏論文や拙稿「越前国府考」で詳細に考証・検討していたり、水野氏の新たな見解とすべきものではないので、以上、仮にa、b、c、とした三点について検討し、反論しておきたい。

二、水野氏『越前敦賀の復権』執筆その後」の検討と反論

1-3-5-6、水野氏は、『源平盛衰記』や『義経』に「三ノ口」とあり、「西福寺文書」以下後世の史料に「道口」とある記述を、あたかも「道口」か「三ノ口」とかという説によるものと解されているが、史料の成立年代や基礎的な史料の読解において説が提せられたもの

ではなく、その記述が初め「三ノ口」のち「道口」と変化していったものであることが明白である。

また、『宋雅道すがらの記』に、「みちの口と申所にて、たけふのこふはいづくなるらん」という記述について、これは、作者の飛鳥井雅縁（宋雅）が、「武生の國府を探索」しているものであるととらえるが、これは、越前で生れた雅縁が望郷の想いが高揚して雅びに記したものであって、決してこの文脈や修辞からは、水野氏の「探索」云々の見解は生じるべくもないのである。このように水野氏の史料・典籍の読解は、国語の文脈や修辞を無視し、固有名詞や単語を自説に都合のいいようにあてはめたものであって、附会の論説としか言いようがない。

a-2、『万葉集』の題詞も和歌の前書きであって該当歌を不離一体のものであり、しかも『万葉集』の巻十七以下は、大伴家持の歌日記体裁のもので、『万葉集』を最終的にまとめたのは、大伴家持であることは、今日疑う余地もないことから、『万葉集』三九三〇番の大伴坂上郎女（家持の姑）が家持へ贈った歌はまぎ

れもなく題詞にみえる「越中国」すなわち「コシノミチノナカ」の「道の中」であって、和歌の語法上「道の中」と詠んでも「越中国」のことであることは明白である。和歌の技巧上の問題もある。一般に題詞というのは、和歌の定型では云い表わせないところを記述するものであるから、題詞に「越中国云々」と明記されているのに、語調（コシノミチノナカ）では八音、「ミチノナカ」では五音を崩してまで、八音にする必要はなく、修辞法の上からも「ミチノナカ」の五音が用いられるのは当然である。このことから『催馬楽』の「道口」における「ミチノクチ」も「コシノミチノクチ」と八音にすれば語調が崩れても歌謡として成立しなくなるのである。

ここで云う「道の口」（見知乃久知）を「越道の口」（古之乃見知乃久知）と記さないのは、五・七調の語音を整えるという修辭によるものであることは誤りなからうが、仮にそのことをも無視して「越道の口」と八音に表記すれば、「心あひの風」と「越の国」の意味がダブって、いわゆる和歌の技巧上の「歌病」（「歌病のうち拾芥抄上末、和歌家にみえる」）が生じるのである。つまり和歌の技巧では、現代短歌にも通じるものであり、古今の歌人周知のものといえる。されば、何ゆえ、「越の国」の意が、「心あひの風」と重なる（「同心病」）のか、それは、「心あひの風」が「心あひ」（親しい）と「あひの風」とを掛けた語句であり、その「あひの風」とは、越（北陸）地方に吹く東風又は、北北西の風の異称であるからである。

「東風」とするのは、『万葉集』巻十七、四〇一七番歌（大伴家持、天平二年正月二十九日作四首のうち）に、

東風あひのゆのかせといへり吹くらし
奈呉なごの海人の釣まする小舟こぶね漕こぎ隠る見ゆ

（原、万葉仮名。日本古典文学大系本『万葉集』四二四三頁）

道の口 武生の國府に 我はありと 親
に申したべ 心あひの風や さきむだち
や（日本古典文学大系本『古代歌謡集』
所収 三九二頁）

にみえる「東風」の註で「越の俗語、すなわち「北陸で普通に使う言葉」としてみえていゝ。ここで注意して置きたいことは、『催馬楽』の「あひの風」と『万葉集』の「あゆの風」との異同である。家持は、この歌以外にも、卷十七の長歌に「あゆの風いたくし吹けば」、卷十八の短歌にも「立ちしき寄せ来あゆをいたみかも」、及び、卷十九の「あゆをいたみ奈呉の浦みに寄する波」、いずれも「安由」であつて「安比」ではない。この異同については、永江秀雄氏が「アイノカゼ」(『フオクローア』141頁、昭和三十二年七月刊)において、

「あひ」(アイ)のイが越中の国人によつて中舌母音に発音されていたがために都人の大伴家持にアユと聞き取られ、「越俗語東風謂之安由乃可是也」と表記されたのではないか

という卓見を示している。確かに家持が註するほどに都人にとっては未知の風の名であつたのであろうから、「安由」を「安比」(「比は甲類B」と聞いたとしても不思議ではない。ゆえに「あひの風」は「あゆの風」と同一とみて柳田国男がこの風を「数々の渡海の船

越前国府比定地「武生」という佳字について 足立尚計

を安らかに港入りさせ、又はくさぐさの珍らかなる物を渚に向つて吹き寄せる風のこと」(『海上の道』、定本柳田国男集、第一巻六頁、昭和二十八年九月筑摩書房刊)とらえることが妥当であると思われる。次に北北西の風とするのは谷川士清の『和訓栞』に、

今、越前にて戊亥の風をあひの風といふとぞ
あひの風、うら風也 朝はふかで昼より吹風也、南国にしらぬ風也、北国にふく風也

とあつて、いずれにせよ、「あひの風」が北国(北陸)に吹く風であることは明らかである。このことから歌謡の語調を無視しても「催馬楽」の「道の口」で、「越の道の口」と詠むことは、「同心病」ということになり、「あひの風」がみえることにより、それは、「越の「前」(道の口)であることが常識的なものとして周知されたのであろう。また「道の口」の曲は、「あひの風」を引き出す「いわゆる序詞」としてそれ以前の句を受けているとみられ、

つまりその風は、「文選」に八箇処ほどみえる「風肇」でありその「風」が「孔氏傳」にみえる「立其善風揚其善風」つまり、「ヨキウハサ」「ヨキナ」を「寄せる」風であつて、『催馬楽』の「道の口」の歌謡は、この「よき風」が主題となつていられるとみられよう。そうすれば、後に展開するように、「太介不」の「太介」に「佳字」(好字)を用いて美称化したのは自然であるといえよう。

^{a-4}、真柄甚松氏は、武生市本多一丁目鎮座の御霊神社の創祀について、『日本後紀』延暦十四年(八〇五)夏四月甲辰(五日)條に、

令諸國。奉為崇道天皇^{早忌}・建小倉。納正税^下并預國忌及奉幣之例。謝怨靈也。(新訂増補國史大系本、日本後紀、四十一頁、吉川弘文館刊)

とある記事をもつて、越前国府にも崇道天皇(早良親王)を祭神とした御霊神社が創祀されたとするが、同条文の「建小倉」は、「小倉」とあつて「杜」とは記されていない。つまり、これは、崇道天皇の相次ぐ崇りを鎮めるために緊急性をもつて行われた一時的な慰霊とみられ祭祀ではない。ゆえに定着した御霊信仰の嚆矢であるとか、ましてこれにより

越前国府ほか全国の御霊神社の創祀時期とは考えられない。御霊神社の創祀は、やはり、多くの概説書の記述するように、貞観元年(八六三)京師の神泉苑で崇道天皇ら六柱を奉祀したのを御霊会の最初とすべきで、地方伝播は大治二年(一一二七)の祇園御霊会以降であって、真柄氏の延暦二十四年創祀説は的外れである。「倉」と「社」を同意とみるのはやや慎重さを欠いてはいないだろうか。

このようなことから武生の御霊神社の創祀は、早くとも平安後期以降であるから、遷座云々の見解は論外である。また「竹生郷」の表記も、縁起書という性格上社寺縁起によくある古い表記にみせるためのものであろうから、傍証の史料としては良質のものではなく、水野氏の推定は、薄弱なものとなっている。³⁾水野氏は、つまるどころ『万葉集』、『紫式部日記』等古典文学に登場する地名について「これが歌詞に詠み込む際に実体験したものとシンボル地名を懸詞して詠ったものとを区別する」ことの困難さを指摘するが、これは歌枕の成立時期を考慮していないために生じた疑問とみられる。歌枕については、『源氏物

語』第二十二巻「玉鬘」に、

よろづの草子・うた枕、よう案内知り、
見つくして、その中の言葉を取り出づる
に、詠みつきたる筋すぢこそ、つよく變らざ
るべけれ(日本古典文学大系本・源氏物語二、三七三頁)

とあるあたりが初見である。ただしこの「歌枕」というのは、のちの『隆源口伝』等所引の『古歌枕』や、『能因歌枕』と同様、歌詞や枕詞の注釈解説書であり、歌人が居ながらにして名所を知るという意味での歌枕の位置づけは、『奥儀抄』『袖中抄』が上梓された平安時代後期とみるのが学界の常識である。ゆえに、水野氏指摘の『紫式部集』、『万葉集』、『紫式部日記』という文学書はいずれも歌枕成立以前の古典籍であり鎌倉時代の建保三年(一二一五)成立の『内裏名所百首』は「歌枕」成立後かなりたった時代の歌集であり、このような後世の典籍と上代・中古文学を比較すること自体無謀であるといえる。

c 水野氏が指摘する丹生郡の雨夜・大虫・小虫各神社が国史上にその名が記載されているのは、『続日本紀』以下五国史のうちで、雨夜・大虫神が『続日本紀』に、小虫神

が『続日本紀』と『日本後紀』にしかみえず、しかもその数は一つあるいは二つと極めて少ない。

このように、一つの類型を立論するには、史料不足であり、国府の移転時期にまでしほり込むのは早計であり危険である。また気比神・劔御子神について敦賀郡と記さないのは不可解であるとするが、これもおかしい。なんとすれば、気比・劔両社は、古代より着名な天下の大社であって国史他の記事をもみても先の三社と比較にならないほど記事に登場が多い。

特に気比社は平安時代の一宮でありそれ以降も一國一奉幣にあずかった国家の大社であり、劔神社も二の宮であったから丹生郡の諸社とは異なる性格にあるのである。しかも国家の三関の一つである愛発関の表記まで郡名を記さないことを傍証の一つとして示しているが、もとより性格の異なるものを並べて推論しても正に砂上の立論なのである。更に云うと、水野氏の傍証に従えば、逆に延暦十年以降の記事においては気比・劔両社や愛発関の記述において「敦賀郡」となければならな

いが、いずれも「敦賀郡」の記述がなく、矛盾した結果が得られるのである。

以上のような論拠よりやはり水野氏の論旨傍証はどれも賛成し難く、再び文献史学等の立場から強く水野氏の「敦賀国庁所在説」に反論するものである。

三、「佳字」「好字」「美称」としての地名「武生」について

真柄甚松氏は、先掲の「太介不」の国神について、「太介不」「竹生」「武生」の表記の区別の変遷を、

かつての瓜生地籍に見られたような繁茂した竹林がそこそこにあったのでしよう。そのような景観から「竹生」が「太介不」となり、「武生」と書かれるようになって一般化したのではないかと推測

する。しかし、この推測は、万葉(真)仮名と漢字二字による地名表記とを混同したものであって、ここを明瞭にする必要がある。『催馬楽』「道の口」の「太介不」は真仮名で記されているのであり、当時、「太介不」と、地名

越前国府比定地「武生」という佳字について

足立尚計

表記されたのではない。つまり、真仮名は言いかえれば「竹生」「武生」の訓仮名なのであって、ここに明瞭に「竹生」「武生」の表記と「太介不」が区別される。ゆえに「竹生」が先であるとか「太介不」が後の表記であるとかは論外である。さて、その『催馬楽』の「太介不」という仮名を「武生」にあてたのは、

明治二年の「府中」の改名にあたってであるが、当時の識者が単に「武生」を「竹生」とせずに「武」の字に決定したのではなく、古典の「武」の字使用の事実を踏まえた上でのことと考えるのが自然である。

『続日本紀』及び『新撰姓氏録』にみえる「武生氏」が「武」の字を用いていることや近世の地名で常陸国に「武生」の地名がみえることなどから、「武生」と記載される例は奈良時代より確かにあって、「武生」の表記は、単に明治初期に採択のではなく、「府中」時代にも「武生」の表記は生き続けていたのであろう。

「太介不」の二字表記は、「武生」のほか、文祿四年(一五九五)成立の『御霊神社縁起』に「竹生」寛文五年の『総社大神宮由緒書』

にも「竹生」とあり、幕末の越前の梅浦の旧家「岡田茂十郎日記」にも「竹府」「竹生」とみえるから、

タケフは、二字表記で「武生」又は「竹生」と記されたのであって両者混在した表記がなされて来たとみるべきであろう。ゆえに、「太介不」は真仮名、二字の地名表記で「竹生」あるいは「武生」と混在した表記が用いられたが、歌謡や文学書にはそのうち佳字を採択して「武生」と記されたと考えたい。しかし、その「太介」は「竹」をさすのであって、それは、越前国の地名として現代に残る菅生・蒲生・麻生・瓜生・佐々生・蓬生・蕨生の例

があるように、植物名を採用したものが多く、竹生も本来は「竹」の群生、竹藪の多い場所を示す地名を考えられよう。すなわち竹が多いことから「竹生」と名づけられ、佳字をもつて「武生」とも併用されていたのが、「府中」より改称された明治二年十月に、佳字の方が採用されて「武生」とされたとみられるのである。では、「武」が「竹」の佳字となぜ言えるのであろうか。それは、『続日本紀』天平神護元年(七六五)十二月辛卯(五日)条の馬

此登益人等四十四人に対する「武生連」の賜姓により佳字と思考できること、また、漢籍において「武」の字は、「干戈の力により、兵乱を未発に止める」「つよい・いさましい」「ほこる」及び周の武王が作った舞樂の名を意味することから、単なる竹の群生地というよりも国衙の地にふさわしい堂々とした佳字「武」を採用したのは当然のことといえるのである。このようなことは、明治の郷土の識者は充分に心得ていたであろうから、「竹」の字を用いず「武」の字を用いたのは、当然のことといわなければならぬであろう。

このように「武生」の佳字採用は、明治の武生にこのような鴻学が存在したことを示すものであり、その文化の高さを今日に伝える名譽ある郷土の地名なのである。

おわりに

本小稿は、さきに発表した『越前国府考―誤られたる「武生の国府」―』(福井市立郷土歴史紀要、第七号平)の補考であり、水野氏の更なる敦賀国府説の論旨に対する反論及び「武生」なる地名の「美称(佳字)」説を更に深めて展

開した。

註

- (1)『平成十一年六月二十二日稿了』福井新聞「平成十一年一月四日(月)号及び同六日(休)の同紙一面のコラム「越山若水」参照。
- (2)『福井新聞』平成十一年一月一日号。また斎藤氏は、同じ内容の反論を平成十一年一月二十八日の武生ルネサンス座談会で発言している。
- (3)水野氏は平成十一年五月八日出、(敦賀)開港一〇〇周年記念歴史講座「奈良時代・敦賀に国府は存在した」という演題の講演を、敦賀市立図書館において行ない自説に変化ないことを力説している。
- (4)奥村恒哉著『歌枕』(書、平凡社選)参看。
- (5)福井市北菅生・南菅生町。今立郡池田町菅生。
- (6)丹生郡越廻村蒲生。
- (7)福井市の地名、旧麻生津村。
- (8)武生市瓜生町坂井郡金津町瓜生などがある。
- (9)丹生郡朝日町佐々生。
- (10)勝山市遅羽町蓬生。
- (11)大野市蔵生。
- (12)「府中」改称の原因は、明治初年、府たる地は三府(東京・大阪・京都)の他は「府中」の称は改名すべしとの命が出され、やむなく改称したという。(『福井県の地名』平凡社刊四三二頁上段参照)。
- (13)『大漢和辞典』巻六六八六頁参看。

附記：本小稿は、平成十一年六月十三日(日)福井県郷土誌懇談会総会記念講演「越前国府考」(於福井県立図書館)にて筆者が発表した要旨に加筆したものである。本稿執筆にあたって恩師粕谷興紀先生と永江秀雄氏・金田久璋両氏に有益なご助言を頂いた。深く感謝申し上げる。

◇ 訂正について

先号（第四四卷五号）掲載の『越前国府比定地「武生」という佳字について』著者・足立尚計氏より、左記のとおり訂正がありました。

| | |
|---------------|-------------|
| 越前国府比定地 | |
| 「武生」という佳字について | |
| 正・誤表 | |
| 71頁上段11行 | 国 × 神 |
| 同下段行末 | 天平神謹 |
| 72頁中段註(2) | 天平神護 |
| 平成十一年一月一日 | 平成十一年一月二十八日 |